

# 九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2209131 号  
令和 4 年 9 月 1 3 日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2022年4月11日付け原発本第5号（2022年8月12日付け原発本第64号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「玄海保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

## II. 申請の概要

申請者が提出した玄海保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

### 1. 蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更並びに運用の見直しに伴う変更

蒸気発生器保管庫を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたを貯蔵保管し、蒸気発生器保管庫の放射性固体廃棄物の管理及び管理区域の設定・解除に係る行為者を1号炉及び2号炉の課長から3号炉及び4号炉の課長に変更する。

上記の変更に併せ、第2編における蒸気発生器保管庫の廃棄物の保管、保管状況の確認、注意事項の掲示、管理区域設定及び所外運搬の行為者を1号炉及び2号炉の課長から3号炉及び4号炉の課長に変更する。また、3号炉及び4号炉の管理区域からの廃棄物の管理区域外運搬及び所外廃棄の行為者として、1号炉及び2号炉の課長に加え、3号炉及び4号炉の課長を追加する。

以上の変更に関連する以下の条文の変更を行う。

- ・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）
  - 第98条の2（放射性固体廃棄物の管理）
  - 第103条の2（管理区域の設定・解除）
- ・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）
  - 第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）
  - 第35条の2（管理区域の設定・解除）

### Ⅲ．審査の内容

#### Ⅲ－1．原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- （1）保安規定に定める放射性固体廃棄物の管理及び管理区域の設定・解除が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容と整合していること

#### Ⅲ－2．原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に該当するかどうかについて、玄海保安規定第1編（運転段階）は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「運転炉保安規定審査基準」という。）、玄海保安規定第2編（廃止措置段階）は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置炉保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第92条第1項各号及び第3項各号を表している。

- （1）第1項第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第1項第9号について、運転炉保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること等を要求している。

規制庁は、1号炉及び2号炉共用としていた蒸気発生器保管庫を1号炉、2号炉及び3号炉共用とすることについて、蒸気発生器保管庫の管理区域に変更がなく、

玄海保安規定第1編（運転段階）において、3号炉及び4号炉の課長である安全管理第二課長が、壁、柵等の区画物によって区画するなどの措置等を行う管理区域の対象に、蒸気発生器保管庫の管理区域を加えることを確認したことから、第1項第9号を満足していると判断した。

(2) 第1項第14号（放射性廃棄物の廃棄）

第1項第14号について、運転炉保安規定審査基準は、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることを要求している。

規制庁は、玄海原子力発電所3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたについて、以下に掲げる事項等を確認したことから、第1項第14号を満足していると判断した。

- ① 必修第二課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管するとしていること
- ② 安全管理第二課長が、蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふたの保管状況を確認するために、1週間に1回蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認し、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じるとしていること
- ③ 安全管理第二課長が、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとしていること

(3) 第3項第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限）

第3項第8号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていることを要求している。

規制庁は、1号炉、2号炉及び3号炉共用とする蒸気発生器保管庫の管理区域について、他の場所と区別するための措置等の行為者を、1号炉及び2号炉の課長である廃止措置安全課長から3号炉及び4号炉の課長である安全管理第二課長に変更するとしていることを確認したことから、第3項第8号を満足していると判断した。

(4) 第3項第13号（放射性廃棄物の廃棄）

第3項第13号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第3項第13号を満足していると判断した。

- ① 安全管理第二課長が、原子炉容器上部ふた等、炉内構造物等を蒸気発生器保管

庫に保管するとしていること

- ②安全管理第二課長が、蒸気発生器保管庫における保管状況を確認するために、1週間に1回蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認し、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じるとしていること
- ③安全管理第二課長が、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとしていること
- ④設備管理課長及び保修第二課長が、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合に必要な措置を行うとしていること
- ⑤廃止措置安全課長及び安全管理第二課長が、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合に必要な措置を行うとしていること
- ⑥保修第二課長が、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合に必要な措置を行うとしていること

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。